17-1 相殺の意思表示に、条件を付すことができる。

[2-162]

17-2 解除条件付法律行為がなされた場合において、その条件が成就したと きは、その法律行為は、その法律行為の時に遡って効力を失う。

[59-41]

17-3 停止条件付法律行為について条件が成就した場合、初めから効力を有していたものとみなされる。

[2-16]

17-4 教授:解除条件が成就した場合、その条件が付された法律行為の効力は どのようになりますか。

学生:解除条件が成就した場合には、当然に、その条件が付された法律 行為が成立した時にさかのぼって、その法律行為の効力が消滅し ます。

[21-41]

17-5 Yは、Xとの間で、Yが交際中のAと結婚したら、Y所有の甲自動車をXに贈与する旨を約した。その後、Yは、Aから結婚の申込みを受けたが、仕事の都合から回答を保留し、これがきっかけとなって、結局、YとAとの関係が破綻し、YがAと結婚する見込みはなくなった。Xは、Yに対し、甲自動車の引渡しを請求できる。

[24-50]

17-6 条件成就により不利益を受ける当事者が故意に条件の成就を妨げた 場合、第三者は条件を成就したものとみなすことができる。

[2-163]

17-7 農地法所定の許可を条件とする農地の売買契約が締結された場合において、売主が故意にその許可がされることを妨げたときには、買主は、その条件が成就したものとみなして、売主にその農地の引渡を請求することができる。

[59-45]

- 17-8 教授:条件の成就によって利益を受ける当事者が信義則に反するよう な方法で条件を成就させた場合、そのまま条件が成就したもの として扱うことは不都合に思われますが、どのように考えれば よいでしょうか。
 - 学生:そのような場合には、条件の成就によって不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げた場合について規定する民法第130条を類推適用して、条件が成就していないものとみなすことができます。

[21-40]

17-1 × 極テキスト I P 1 8 6 <u>単独行為</u>に条件を付けることは、原則として認められない。

17-2× 極テキストIP187条件付法律行為については、
条件成就の時
から、

17-3× 極テキスト I P 1 8 7条件付法律行為については、
条件成就の時
から、

17-4× 極テキストIP187条件付法律行為については、
条件成就の時
から、

17-5 × 極テキスト I P 1 8 7 民 1 3 0 条により、条件が成就したとみなすためには、

17-6 × 極テキストIP187 <u>条件が成就した</u>ものとみなすことができるのは、

17-7 × 極テキスト I P 1 8 8 民 1 3 0 条は、**法定条件**には適用されず、買主は、

17-8 ○ 極テキストIP188条件成就によって利益を受ける者が、故意に条件を

17-9 Yは、Xとの間で、X所有の甲カメラが壊れたら、Y所有の乙カメラをXに贈与する旨を約した。その後、Xは、Xの妻であるAに甲カメラを壊すように依頼し、Aが故意に甲カメラを壊した。Xは、甲カメラが壊れたとして、Yに対し、乙カメラの引渡しを請求できる。

[24 - 57]

17-10 Yは、Xとの間で、Xが半年後に実施される資格試験に合格したら、 Y所有の甲時計をXに贈与する旨を約した。その後、Yは、故意に甲時 計を壊した。Xは、これを知り、当該資格試験に合格した後、Yに対し、 不法行為に基づく甲時計の価額相当分の損害賠償を請求できる。

[24-5才]

17-11 不能な事実を条件とする法律行為は無効である。

[59-4@]

17-12 法律行為の当時、停止条件の不成就がすでに確定していた場合に、当 事者がそれを知らなかったときは、無条件の法律行為となる。

[2-165]

17-13 条件が法律行為の当時すでに成就している場合において、その条件が 解除条件であるときは無効である。

[54 - 225]

17-14 不法行為をしないことを停止条件とする法律行為は、無効である。

[2-164]

17-15 教授:条件となる事実が不法か否かは、法律行為の効力にどのような 影響を与えますか。

> 学生:不法な事実を条件とすることはできず、例えば、他人を殺害することを条件として金員を支払う旨の契約は、無効となります。 もっとも、不法な行為をしないことを条件とする場合は、不法 な結果の発生を容認することにはならないので、そのような条 件を付した法律行為は、無効とはなりません。

> > [21-47]

17-16 停止条件付法律行為は、その条件が単に債務者の意思のみにかかるときは、無効である。

[54 - 223]

17-17 贈与契約に、贈与者が欲するときは贈与した物を返還するものとする 旨の条件を付したとしても、その贈与契約は有効である。

[59-44]

17-9 × 極テキストIP188 民130条の類推適用により、条件成就によって 17-10 〇 極テキスト I P 1 8 9 条件付法律行為の各当事者は、条件の成否が未定で 17-11 × 極テキスト I P 1 9 0 停止条件:無効 解除条件:無条件 よって、これを区別せず、一律に無効とする本肢は×となる。 17-12 × 極テキスト I P 1 9 0 法律行為の当時、停止条件の不成就がすでに確定 17-13 ○ 極テキスト I P 1 9 0 条件成就に既に確定 ⇒停止条件:無条件 解除条件:無効 17-14 ○ 極テキスト I P 1 9 0 不法行為をしないことを停止条件又は解除条件と 17-15 × 極テキスト I P 1 9 0 不法行為をしないことを停止条件又は解除条件と 17-16 ○ 極テキスト I P 1 9 0 停止条件付法律行為 ⇒債務者の意思のみに 債権者の意思のみに 17-17 ○ 極テキスト I P 1 9 0 解除条件付法律行為 ⇒債務者の意思のみに

債権者の意思のみに

■ 条件に関する次の記述のうち、その () 内に「停止条件」又は「解除条件」のいずれかの語を入れて文章を完成させた場合において、「停止条件」の語を入れたときにのみ適切な文章となるものはどれか。

[17-6]

- 17-18 ()が付された場合には、条件成就の効果は、特約がない限り条件成 就の時に発生し、遡及しない。
- 17-19 不法な行為をしないことをもって () とする法律行為は、無効である。
- 17-20 債務者の意思のみにより()が成就するような法律行為は、無効である。
- 17-21 社会通念上、実現が不可能な()を付した法律行為は、無効である。
- 17-22 法律行為の当時、既に条件が成就していた場合において、その条件 ()であるときは、その法律行為は、無効である。

. . .

17-23 当事者の一方が第三者に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負ったときは、他方がその賠償責任を履行する旨の契約は無効である。

[59 - 43]

- 17-18 × 極テキスト I P 1 9 0 停止条件・解除条件、双方が入る。
- 17-19 × 極テキスト I P 1 9 0 停止条件・解除条件、双方が入る。
- 17-20 極テキスト I P 1 9 0 停止条件のみが入る。
- 17-21 極テキスト I P 1 9 0 停止条件のみが入る。 不能な停止 不能な解除
- 17-22 × 極テキスト I P 1 9 0 解除条件のみが入る。 条件成就に既に確定 ⇒停止条件 解除条件
- 17-23 × 極テキストIP190 不法条件でも、**法律行為が全体として**

17-24 次の対話は、条件と期限に関する学生AとBとの対話である。[] 部分に挿入する語句を下記語群の中から選択して対話を完成させた場合、一度も使用されない語句の組合せとして最も適切なものはどれか。ただし、一つの語句を複数回使用してもよい。

[14 - 3]

- 学生A: 条件と期限とは、どこが違うの。例えば、事業が軌道にのったら返すという約束で、XがYから無償で住宅を提供してもらったときは、どう考えればいいの。
- 学生B: この約束は、YからXに対し[①]付の[②]がされたと考えるべきで、事業が軌道にのる見込みがなくなったら、XはYに住宅を返さなければならない。
- 学生A: でも、将来事業が軌道にのるかどうかは確実ではないから、Yから Xに対する[③]付の[④]がされたとみることもできるよ うな気がするんだけど。
- 学生B: どちらの考え方でも、[⑤]場合にXがYに住宅を返さなければならない点は、同じだよね。でも、君のように考えると[⑥]場合を除き、Xが死亡したときは、Xの相続人が住宅の所有権を取得することになるよね。
- 語群: 確定期限 不確定期限 解除条件 停止条件 使用貸借 贈与 事業の成功が確定した 事業の失敗が確定した
- (1) 確定期限 停止条件 事業の失敗が縫定した
- (2) 不確定期限 停止条件 贈与 事業の成功が確定した
- (3) 不確定期限 解除条件 事業の成功が確定した
- (4) 確定期限 解除条件 使用貸借 事業の失敗が確定した
- (5) 確定期限 解除条件 事業の成功が確定した
- 17-25 Xは、Aに対する貸金債権を有していたところ、その弁済をAが結婚するまで猶予するため、Aとの間で、その弁済期をAが結婚する時と定めた。その後、Aは結婚しないまま、死亡した。Xは、Aの唯一の相続人であるYに対し、当該貸金債権の弁済を請求できる。

[24-57]

17-24 (1) 極テキストIP191

①②⇒「期	限」の意義は当事者の定めたある事実の発生まで、
③ ④ ⇒次に	、Aの「将来事業が軌道にのるかどうかは 確実でない 」
56	
⇒不確	定期限付の使用貸借、解除条件付の贈与のいずれを
17.05	
17-25	○ 極テキストIP191 不確定な事実の到来を弁済期と定めた場合は、

17-26 教授:法律行為をするに当たって、その効力を制約するために条件又 は期限を定めることがありますが、条件と期限とはどのように 区別されますか。

学生: 発生するか否かが不確実な事実にかからせるものは条件であり、 発生することが確実な事実にかからせるものは期限です。した がって、例えば、債務者が出世した時に借金を返済するという いわゆる出世払の約定は、債務に停止条件を付したものである といえます。

[21-47]

17-27 弁済期の定めがある利息付金銭消費貸借契約において、借主が期限 の利益を放棄するには、元本に弁済期までの利息を加えた金額を提供し なければならない。

〔元-13④〕

17-28 教授: 期限の利益を受ける者は、これを放棄することができますが、 債務者と債権者の双方が期限の利益を享受している場合、債務 者は、期限の利益を放棄することができますか。

> 学生:債務者は、債権者の喪失する利益をてん補すれば、期限の利益 を放棄することができます。例えば、銀行は、定期預金の預金 者に対して、その返還時期までの間の約定利息を支払えば、期 限の利益を放棄することができます。

> > [21-41]

17-29 Xは、Yに対し、利息を年1割、元本及び利息の弁済期を契約時から 1年後として、金銭を貸し付けた。Xは、Yに対し、契約時から半年を 経過した日に、同日から弁済期までの半年分の利息の支払請求権を放棄 して、当該貸金債権の元本と契約時から同日の前日までの半年分の利息 の支払を請求できる。

[24-51]

17-27	○ 極テキスト I P 1 9 2 期限の利益の放棄によって、相手方の利益を
17-28	○ 極テキストIP192 期限の利益の放棄によって、相手方の利益を
17-29	※ 極テキストIP192 本肢では、債権者(X)及び債務者(Y)双方に

出世払いは、<u>不確定期限</u>と解するのが判例である(大判大4.3.24)。

17-26 × 極テキストIP191

時効 - 時効総説

18

18-1 時効の効力は、その起算日に遡って生ずる。

[53 - 14]

18-2 不動産の時効取得の場合は、その登記をした時に、その所有権が時効取得者に帰属する。

[4-107]

18-3 建物の所有権を時効により取得したことを原因として所有権の移転の登記をする場合には、その登記原因の日付は、取得時効が完成した日となる。

[27-67]

- 18-1 極テキスト I P 1 9 5 時効の効力は、その**起算日に遡る**。
- 18-2 × 極テキストIP195 時効の効力は、その**起算日に遡る**。よって、
- 18-3 × 極テキスト I P 1 9 5 時効の効力は、その<u>起算日に遡る</u>。よって、

18-4 次の対話は時効の援用に関する教授と学生の問答である。教授の問いに対する学生の答えの中からそれぞれ1つずつ選んで答えが一貫したものとなるようにする場合、適切な組合わせは後記①~⑤までのうちどれか。

「8-2〕

教授:時効の援用の性質について君はどのように考えますか。

学生:(ア)時効は実体法上の権利の得喪とは無関係であり、時効の援用は 時効の完成という事実を法定の証拠として裁判所に提出するも のと考えます。

(イ) 時効は、その援用を停止条件として権利の得喪を生じさせるものであり、時効の援用により実体法上の権利の得喪が確定するものと考えます。

教授:では、裁判上消滅時効を援用した債務者がその債務を弁済した場合、 債務者は債権者に対してその返還を請求できますか。

学生: (ウ) できます。

(エ) できません。

教授:それはなぜですか。

学生: (オ) 非債弁済になるからです。

(カ) 不法原因給付になるからです。

(キ) 自然債務の弁済になるからです。

教授: それでは、この事例で債務者が債権者に対して反対債権を有していた場合、債権者は、債務者が消滅時効を援用した債権による相殺をすることができますか。

学生: (ク) 時効の援用前に相殺適状となっている場合には相殺できます。 (ケ) 時効の援用後に相殺適状になった場合でも相殺できます。

- ① (r) (d) (d) (d) (d) (d) (d)
- (3) (7) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (4) (5)
- ⑤ (イ) (エ) (カ) (ケ)

18-5 時効は、当事者が援用しなければ、これによって裁判をすることができない。

[53 - 15]



19-1 教授:金銭債権の債権者は、債務者の資力が自己の債権の弁済を受けるについて十分でないときは、債務者に代位して、他の債権者に対する債務の消滅時効を援用することができますか。

学生:消滅時効の援用は、援用権者の意思にかからしめられているので、金銭債権の債権者は、債務者に代位して他の債権者に対する債務の消滅時効を援用することはできません。

[24-67]

19-2 教授:時効により直接に利益を受ける者は時効を援用することができるのに対し、時効により間接に利益を受ける者は時効を援用することができませんが、具体例としては、どのような者を挙げることができますか。

学生:抵当不動産の第三取得者は抵当権の被担保債権の消滅時効を援用することができるのに対し、抵当不動産の後順位抵当権者は 先順位抵当権の被担保債権の消滅時効を援用することができま せん。 [24-67]

19-3 主たる債務について消滅時効が完成した場合には、主たる債務者が時 効の援用をしないときでも、その連帯保証人は主たる債務につき時効の 援用をすることができる。

[元-2①]

- 19-4 債務者は、消滅時効完成前に時効の利益を放棄することはできない。 [元-2②]
- 19-5 教授:債務者は、時効の利益を時効の完成前に放棄することができますか。

学生:はい。時効の利益は、期限の利益と同様に、それにより利益を 受ける債務者のために存するので、債務者は、債務の発生後は、 いつでも時効の利益を放棄することができます。

[11-27]

19-6 主たる債務者がなした時効利益の放棄は、保証人に対しても効力を生ずるので、保証人は、時効を援用することができない

[5 - 37]

19-7 主債務者が時効完成後に時効の利益を放棄した場合には、連帯保証人も消滅時効を援用して債務を免れることができない。

[19-19才]

19-1 × 極テキスト I P 1 9 7

債権者は、債務者の資力が自己の債権の弁済を

19-2 ○ 極テキストIP198~199

抵当不動産の第三取得者は、抵当権の被担保債権

19-3 ○ 極テキストIP198 保証人・連帯保証人は、主たる債務者が時効の援用

- 19-4 極テキスト I P 2 O 2 時効<u>完成前に</u>予め時効利益を放棄することはできない。
- 19-5 × 極テキスト I P 2 O 2 時効**完成前に**予め時効利益を放棄することはできない。
- 19-6 × 極テキスト I P 2 O 2 放棄の効果は**相対効**であり、放棄した者に限って、
- 19-7 × 極テキスト I P 2 O 2 放棄の効果は<u>相対効</u>であり、放棄した者に限って、

19-8 教授:連帯債務者のうちの一人が時効の利益を放棄した場合には、他の連帯債務者に対して影響がありますか。

学生:連帯債務者のうちの一人が時効の利益を放棄した場合には、他連 帯債務者にもその時効の利益の放棄の効力が及ぶので、他の連帯 債務者も、時効の援用をすることができなくなります。

[24-6才]

19-9 教授:時効完成後に債務者が債務の存在を承認した場合、債務者は、時効の利益を放棄したことになりますか。

学生:いいえ。債務者が時効の完成を知った上で債務の存在を承認し たのでなければ、時効の利益の放棄にはあたりません。

[11-20]

19-10 債務者は消滅時効完成後に債務を承認した場合には、その当時時効が 完成したことを知らなかったときでも、その時効を援用することはでき ない。

 $[\pi - 25]$

19-11 債務者が消滅時効が完成した後に債務を承認した場合、承認した時点において債務者が時効完成の事実を知らないときは、消滅時効を援用することができる。

 $[5 - 3 \ 7]$

19-12 教授:それでは、債務者が時効の完成を知らずに債務の分割弁済を約束した場合、債務者は、時効を援用することができますか。

学生:はい。債務の分割弁済の約束は、それが時効の完成前にされた ときは、債務の承認として時効の中断事由となりますが、時効 の完成後にされたときは、時効の利益の放棄にはあたらないの で、債務者は、時効を援用することができます。

[11-2x]

19-13 時効の完成後、時効の利益を受ける者が時効によって権利を失う者に対して権利の存在を認めたとしても、時効の完成を知らなかったときは、 時効を援用することができる。

[15-77]

19-14 教授:債務者は、いったん時効の利益を放棄した後は、もはや時効を 援用することができないのでしょうか。

学生:いいえ。時効の利益を放棄した時点から再び時効は進行するので、再度時効が完成すれば、債務者は、時効を援用することができます。

[11-21]

19-15 債権者が債務者に対して債権の支払請求訴訟を提起した場合に、訴えが却下されたときは、時効中断の効力を生じない。

 $[\pi - 24]$

19-16 訴えの提起は、時効中断事由であり、その訴えが却下され、又は棄却 されても、時効中断の効力が生ずるが、訴えの取下げがあったときは、 時効中断の効力を生じない。

[15-77]

19-8 × 極テキスト I P 2 0 2 連帯債務者のうちの一人による**時効の利益の放棄**は

19-9 ○ 極テキストIP203時効の完成を知った上で債務の存在を承認したので

19-10 ○ 極テキスト I P 2 0 3 時効完成の事実を債務者が<u>知らなかった場合、</u>時効利益の

19-11 × 極テキスト I P 2 0 3 時効完成の事実を債務者が<u>知らなかった場合、</u>時効利益の

19-12 × 極テキスト I P 2 0 3 時効完成の事実を債務者が<u>知らなかった場合、</u>時効利益の

19-13 × 極テキスト I P 2 O 3 時効完成の事実を債務者が<u>知らなかった場合、</u>時効利益の

19-14 ○ 極テキスト I P 2 O 3 いったん時効の利益を放棄した場合でも、再度時効が完成

19-15 ○ 極テキスト I P 2 O 4 訴えが**却下・棄却・取下**がされた場合は、中断の効力は生じない。

19-16 × 極テキスト I P 2 O 4 訴えが**却下・棄却・取下**がされた場合は、中断の効力は生じない。 19-17 Aは、Bとの間で、A所有の中古車をBに売り渡す旨の売買契約を締結し、売買代金の支払期限を平成15年10月1日と定めた。Aは、平成25年9月1日、Bに対し、当該売買代金の支払を求める訴えを提起したものの、平成26年3月1日、その訴えを取り下げたときには、平成26年7月6日の時点でAのBに対する売買代金債権について消滅時効が完成していないことになる。なお、当該売買契約の締結は、商行為に当たらないものとする。

[26-67]

19-18 所有権に基づく登記手続請求の訴えにおいて、被告が自己の所有権を 主張し、請求棄却の判決を求め、その主張が判決で認められた場合は、 原告の取得時効を中断する効果を生じる。

 $[5 - 3 \, t]$

19-19 Aは、Bとの間で、A所有の中古車をBに売り渡す旨の売買契約を締結し、売買代金の支払期限を平成15年10月1日と定めた。Aは、平成25年9月1日、Bに対し、当該売買代金の支払を求め、民事調停法に基づき調停の申立てをしたものの、平成26年5月1日、調停が不成立によって終了したため、同月15日、Bに対し、当該売買代金の支払を求める訴えを提起したときには、平成26年7月6日の時点でAのBに対する売買代金債権について消滅時効が完成していないことになる。なお、当該売買契約の締結は、商行為に当たらないものとする。

[26-60]

19-20 権利者が義務の履行を求める催告は、時効中断事由であるが、その時効中断の効力は完全なものではなく、6ヵ月以内に裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事事件手続法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、中断の効力を生じない。

[15-70]

19-17	× 完成している。 極テキストIP204 訴え提起による裁判上の請求は、時効中断事由となる
	売買代金債権 A ————▶ B
	支払期限 平15.10.1
	平26.7.6 時点での時効完成
19-18	○ 極テキスト I P 2 0 4 <u>被告が自己の所有権を主張</u> し、請求棄却の判決を求め、
19-19	○ 完成していない。 極テキストIP204 和解の申立て又は民事調停法もしくは家事事件手続法に
19-20	○ 極テキストIP205 催告は、時効中断事由であるが、その時効中断の効力は

19-21 Aは、Bとの間で、A所有の中古車をBに売り渡す旨の売買契約を締結し、売買代金の支払期限を平成15年10月1日と定めた。Aは、平成25年9月1日及び同年11月1日の2回にわたり、Bに対し、書面により当該売買代金の支払を請求したものの、Bがその請求に応じなかったことから、平成26年4月1日、Bに対し、当該売買代金の支払を求める訴えを提起したときには、平成26年7月6日の時点でAのBに対する売買代金債権について消滅時効が完成していないことになる。なお、当該売買契約の締結は、商行為に当たらないものとする。

[26-6才]

19-22 Bが、Aに対する債権をCに譲渡し、Aに対してその譲渡の通知をしたときは、その債権の消滅時効は中断する。

[21-5エ]

19-23 Aが所有する不動産の強制競売手続において、当該不動産に抵当権を 設定していたBが裁判所書記官の催告を受けてその抵当権の被担保債 権の届出をしたときは、その被担保債権の消滅時効は中断する。

[21-50]

19-24 AがBに対する借入債務につきその利息を支払ったときは、その元本 債権の消滅時効は中断する。

[21-57]

19-25 時効の利益を受ける者が時効によって権利を失う者に対してする承認 は、時効中断事由であり、例えば、債務者である銀行が銀行内の帳簿 に利息の元金組入れの記載をした場合が、これに該当する。

[15-7オ]

19-26 未成年者である A がその債権者 B に対して A の法定代理人 C の同意を得ないでその債務を承認したときは、C はその承認を取り消すことができず、その債権の消滅時効は中断する。

[21-57]

19-27 被保佐人が保佐人の同意を得ないで債務の承認をした場合であっても、 時効の中断の効力を生ずる。

[61-4(1)]

19-28 被保佐人が保佐人の同意なしになした債務の承認は、時効中断の効果を生じない。

 $[5-3 \pm]$

19-21	× 完成している。 極テキストIP205 本肢の書面による当該売買代金の支払請求は、「 催告 」
19-22	× 極テキストIP205 債権者が <u>債権譲渡</u> をし、その旨を債務者に <u>通知</u> した
19-23	× 極テキストIP206 <u>債権の届出</u> (債権の存否・その原因・額)は、裁判上の請求に準ずる
19-24	○ 極テキストIP211 <u>利息の支払い</u> は、債務の承認として、元本債権の中断事由となる。
19-25	× 極テキストIP211 「承認」は、権利の存在の認識を <u>積極的</u> に権利者に表示する
19-26	× 極テキストIP211 債務の承認には、 <u>管理</u> の能力・権限が必要であり、
19-27	○ 極テキストIP211債務の承認には、<u>処分</u>の能力・権限は 不要なので、
19-28	× 極テキストIP211 債務の承認には、 <u>処分</u> の能力・権限は 不要なので、

19-29 教授:それでは、時効の完成前に、被保佐人が保佐人の同意を得ずに債務の承認をした場合、時効は中断しますか。

学生:はい。時効の中断の効力を生ずべき債務の承認をするためには、 処分の能力又は権限があることは要しないので、保佐人の同意は 不要です。

[11-27]

- 不動産の仮差押えによる時効中断の効力について、次の2つの見解がある。
 - 第1説 仮差押えによる時効中断の効力は、仮差押えの登記の記入によって終了する。
 - 第2説 仮差押えによる時効中断の効力は、仮差押えの登記の記入によって終了せず、登記による執行保全の効力が存続する間、存続する。

次の記述のうち、第2説の根拠として適切なものはどれか。

[12-2]

- 19-30 確定判決で確定した権利も10年で時効消滅することとの均衡を考慮すべきである。
- 19-31 仮差押えの登記があることにより、債権者の権利行使の意思は明らかである。
- 19-32 仮差押えの債務者は、債権者に対し、起訴命令の申立て等の対抗手段を講ずることができる。
- 19-33 仮差押えは、他の時効中断事由に比べて、比較的簡易に実現することができる。
- 19-34 登記されている抵当権も、被担保債権が消滅時効にかかることにより消滅する。

•

19-29 ○ 極テキストIP211 債務の承認には、<u>処分</u>の能力・権限は 不要なので、

19-30 × 極テキスト I P 2 1 2 確定判決で確定した権利でさえ 1 0 年で時効消滅する

19-31 ○ 極テキストIP212 <u>登記により、権利行使の意思が明らか</u>と評価するので

19-32 ○ 極テキストIP212 起訴命令:裁判所が債権者に対して本案の訴え提起を

19-33 × 極テキストIP212 比較的容易に実現できるものに対して、あまり強い

19-34 × 極テキスト I P 2 1 2 登記されている抵当権も、被担保債権が消滅時効に ■ 次の【事例】における本件貸金債権が時効によって消滅したかどうかに関する次の記述のうち、時効によって消滅したとするCの見解の根拠となるものとして適切でないものはどれか(2個)。

【事例】

Aは、平成11年7月1日、Bに対する500万円の貸金債権(以下「本件貸金債権」という。)を被保全債権とし、B所有の不動産(以下「本件不動産」という。)に対する仮差押命令を得て、同月5日、仮差押えの登記をした。

Aは、平成13年3月、Bに対し、本件貸金債権の支払を求める訴えを提起し、同年6月1日、Aの請求を認容する判決が確定したものの、本件不動産に抵当権が設定されていたため、強制競売の申立てをしなかった。

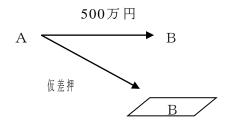
Bが平成24年1月に死亡した後、その唯一の相続人Cは、Aに対し、本件貸金債権は平成23年6月1日の経過により時効によって消滅したとして債務不存在確認の訴えを提起し、Aは、仮差押えによる時効中断の効力が継続しているとして争った。

なお、本件不動産には、Aの仮差押えの登記が存しており、仮差押命令の取消し、申請の取下げ等によって仮差押命令の執行保全の効力が消滅した事実はない。

[25-6]

- 19-35 不動産に対する仮差押えの執行手続は、仮差押命令に基づき仮差押え の登記がされ、当該仮差押命令が債務者に送達された時に終了すると解 するのが相当である。
- 19-36 仮差押命令は、被保全権利及び保全の必要性を疎明するだけで発せられ、執行されるものであり、権利の存在に関する公の証拠となるものではない。
- 19-37 債務者は、本案の訴えの不提起又は事情の変更による仮差押命令の取消しを求めることができる。

19-35~19-39 極テキストIP212



平成11年7月1日 仮差押命令 7月5日 仮差押登記

平成13年3月 訴え提起 6月1日 判決確定

平成24年1月 B死亡

相続人C「平成23年6月1日の経過による時効消滅」を主張

19-35 Cの見解の根拠となるものとして適切である。

仮差押の登記(平成11年7月5日)がなされ、

19-36 Cの見解の根拠となるものとして適切である。

仮差押命令は、被保全権利及び保全の必要性を疎明

19-37 Cの見解の根拠となるものとして適切ではない。

債務者が本案の訴えの不提起又は事情の変更による

- 19-38 仮差押えの後、被保全債権について仮差押債権者が提起した本案の勝 訴判決が確定した場合には、仮差押えによる時効中断の効力は、確定判 決の時効中断の効力に吸収されると解するのが相当である。
- 19-39 民法は、仮差押えと裁判上の請求とを別個の時効の中断事由として規定している。

19-40 仮差押の効力が生じ、仮差押債権者の被保全債権につき、時効中断の 効力が生じている場合において、債務者が仮差押解放金を供託したこと により、仮差押の執行が取り消された場合は、その時効中断の効力も失 われる。

[応用·発展問題]

19-38	Cの見解の根拠となるものとして適切である。 仮差押えの後、被保全債権について仮差押債権者が
19-39	Cの見解の根拠となるものとして適切ではない。 仮差押えと裁判上の請求とを別個の時効の中断事由
19-40	× 極テキスト I P 2 1 2
	仮差押の効力が生じ、仮差押債権者の被保全債権につき、

19-41 裁判上の請求により中断した時効は、その裁判が確定した時から再び進行を始める。

[61 - 43]

19-42 Aは、Bとの間で、A所有の中古車をBに売り渡す旨の売買契約を締結し、売買代金の支払期限を平成15年10月1日と定めた。Aは、平成20年9月1日、Bに対し、当該売買代金の支払を求める訴えを提起し、平成21年7月1日、その請求を認容する判決が確定したときには、平成26年7月6日の時点でAのBに対する売買代金債権について消滅時効が完成していないことになる。なお、当該売買契約の締結は、商行為に当たらないものとする。

[26-61]

19-43 確定判決により確定した債権の消滅時効期間は、10年である。

[53 - 1(1)]

19-44 10年より短い消滅時効期間の定めのある債権でも、その債権が裁判上の和解により確定している場合には、その消滅時効期間は、10年に延長される。

[61-44]

19-45 教授:主たる債務者が債務の承認をしたことにより消滅時効が中断した場合には、連帯保証人に対しても消滅時効の中断の効力が生じますか。

学生:主たる債務が時効によって消滅する前に保証債務が時効によって消滅することは、債権の担保を確保するという観点からは望ましくないので、主たる債務者のした債務の承認による消滅時効の中断の効力は、連帯保証人に対しても生じます。

[24-61]

19-46 教授:債務者のした債務の承認によって被担保債権について消滅時効の中断の効力が生じた場合には、物上保証人は、その効力を否定することができますか。

学生: 時効の中断は、中断の事由が生じた当事者及びその承継人の間に おいてのみ、その効力を有するので、物上保証人は、債務者のし た債務の承認によって生じた消滅時効の中断の効力を否定する ことができます。

[24-60]

19-41	○ 極テキストIP212<u>裁判が確定した時</u>から、新たに時効期間が進行する。
19-42	○ 完成していない。 極テキストIP212 訴え提起による裁判上の請求は、時効中断事由と
19-43	○ 極テキストIP213 確定判決等によって権利関係が確定した場合は、
19-44	○ 極テキストIP213 確定判決等によって権利関係が確定した場合は、
19-45	○ 極テキストIP214 主たる債務者に対する履行請求その他の事由に
19-46	× 極テキスト P 2 1 4 時効完成 <u>前、債務者の債務承認</u> により <u>被担保債権に</u>

■ 「債権についての時効期間が経過した後に、債務者が時効の完成していることを知らないで債務の一部を弁済した場合、債務者は、時効を援用することができないが、当該債権の物上保証人は時効を援用することができる。」という見解がある。次の記述のうち、この見解の根拠となるものはどれか。

[9-4]

- 19-47 債務者が時効の利益を放棄するには、時効の完成の事実を知っていることが必要である。
- 19-48 債務者が債務の一部を弁済した以上、債権者は、もはや債務者が時効 を援用しないであろうと考えるので、その後に債務者が時効を援用する ことは信義則に反する。
- 19-49 時効の完成によって物上保証人が受ける利益は、被担保債権の消滅による担保権の消滅という間接的なものである。
- 19-50 永続した社会秩序を維持したいとする時効制度の趣旨に照らすと、できる限り広範囲の利害関係人に時効の利益の享受を認めることが望ましい。
- 19-51 時効の援用権者が複数いる場合、それぞれの時効の援用権の行使の効果や喪失の効果は、相対的なものである。
- 19-52 債務者による債務の一部弁済が時効の完成前に行われた場合と、完成 後に行われた場合とで、物上保証人が時効を援用することができるかど うかの結論が逆になるのは不当である。

. . .

19-47 × 極テキストIP214 設問の見解は、債務者が時効完成を知らずに債務承認行為

19-48 ○ 極テキストIP214 信義則を根拠に援用権を制限する考え方は、

19-49 × 極テキストIP214 時効の援用権者が、「<u>直接利益を受ける者</u>」となって

19-50 ○ 極テキストIP214 できる限り広範囲の利害関係人に時効の利益の

19-51 ○ 極テキストIP214 時効の援用権の行使の効果や喪失の効果は、相対的な

- 19-52 × 極テキストIP214
 - ①時効完成前の債務者の一部弁済 ⇒被担保債権の時効中断の効果が物上保証人Cにも及ぶ C は 時効援用不可 (最料平7.3.10)
 - ②時効完成後の債務者の一部弁済 ⇒債務者が時効を援用できなくなるという効果は

19-53 時効が中断した場合には、それまでに経過した期間は法律上は無意味なものとなり、時効の中断事由が終了したときから、新たに時効期間が進行を開始するが、時効が停止した場合には、時効の完成が一定期間猶予されるだけであり、時効の停止事由が終了しても、新たに時効期間が進行を開始することはない。

[15-71]

19-54 未成年者に法定代理人がいない間は、これに対して消滅時効が完成することはない。

[57 - 23]

19-55 Aは、Bとの間で、A所有の中古車をBに売り渡す旨の売買契約を締結し、売買代金の支払期限を平成15年10月1日と定めた。Aは、平成20年9月1日、後見開始の審判を受け、成年後見人が選任されたものの、平成25年9月1日、当該成年後見人が死亡し、同年11月1日、新たな成年後見人が選任されたときには、平成26年7月6日の時点でAのBに対する売買代金債権について消滅時効が完成していないことになる。なお、当該売買契約の締結は、商行為に当たらないものとする。

[26-67]

19-53	○ 極テキストIP212・215
	それまでに経過した期間は一切効力を失い、
19-54	○ 極テキストIP215
	<u>時効完成前6カ月以内に未成年者</u> 又は <u>成年被後見人</u> が
19-55	× 完成している。 極テキストIP215
1, 55	時効完成前6ヵ月以内に未成年者又は成年被後見人が
	MANUMENT OF THE PROPERTY OF TH

- 20-1 AはBに対し、自己所有の甲土地を売却し、代金と引換えに甲土地を引渡したが、その後、Cに対しても甲土地を売却し、代金と引換えに甲土地の所有権移転登記を経由した。Bは、甲土地の引渡しを受けた時点で所有の意思を有していたとしても、AC間の売買及び登記の経由があったことを知ったときは、その時点で所有の意思を失うので取得時効は成立しない。

 [10-3③]
- 20-2 AがB所有の甲土地について、Bとの問で使用貸借契約を締結し、その 引渡しを受けたが、内心においては、当初から甲土地を時効により取得す る意思を有していた場合、Aは、甲土地の占有を20年間継続したとして も、甲土地の所有権を時効により取得することはできない。

[27 - 6]

20-3 AはBに対し、自己所有の甲土地を売却し、代金と引換えに甲土地を引渡したが、その後、Cに対しても甲土地を売却し、代金と引換えに甲土地の所有権移転登記を経由した。Bが引渡しを受けた後に甲土地を第三者に賃貸した場合にはBは、直接占有を失うので、取得時効は成立しない。

[10 - 35]

20-4 Xは、Aから昭和50年1月にA所有の一筆の土地の一部を買受け、引渡も受けたが、未登記のまま放置していた。その後、Xは昭和55年ころ、買受けた土地上に樹木を植えた。しかし、昭和58年2月になって、Aは同土地の全部がいまだ自己名義に登記されているのを幸いに、Yに対して同土地の全部及びXの植えた樹木を自分のものであると偽って売却し、登記も済ませた。XA間の売買は有効であるから、Xは、自分の土地を占有していることになり、その土地を時効取得することはできない。

[8-4]

20-5 甲土地を10年間占有したことを理由として甲土地の所有権を時効により取得したことを主張する者は、法律上、その占有の開始の時に善意であったことだけでなく、無過失であったことも推定される。

[27-60]

20-1 × 極テキストIP217 取得時効の成立には、占有者の<u>所有の意思</u>が必要と

20-2 ○ 極テキストIP217 取得時効の成立には、占有者の<u>所有の意思</u>が必要と

20-3× 極テキスト I P 2 1 7B が引渡しを受けた後に甲土地を第三者に賃貸した場合には、

20-4× 極テキスト I P 2 1 7自己の物でも時効取得できる。よって、X は、自分の土地を

 20-5
 × 極テキストIP217

 10年間
 の占有継続により、他人の土地を時効によって取得

20-6 AはBに対し、自己所有の甲土地を売却し、代金と引換えに甲土地を引渡したが、その後、Cに対しても甲土地を売却し、代金と引換えに甲土地の所有権移転登記を経由した。Bは、甲土地の引渡しを受けた後に、他人により占有を奪われたとしても、占有回収の訴えを提起して占有を回復した場合には、継続して占有したものと扱われるので、占有を奪われていた期間も、時効期間に算入される。

[10 - 34]

20-7 AはBに対し、自己所有の甲土地を売却し、代金と引換えに甲土地を引渡したが、その後、Cに対しても甲土地を売却し、代金と引換えに甲土地の所有権移転登記を経由した。Bは、甲土地の引渡しを受けた時点で善意・無過失であったとしても、AC間の売買及び登記の経由があったことを知ったときは、その時点で悪意となるので、10年間の占有による取得時効は成立しない。

[10 - 3@]

20-8 所有の意思をもって平穏かつ公然に他人の物を占有した者が占有の始めに自分に所有権があると過失なく信じていた場合には、たとえ、その後に自分に所有権がないことを知ったとしても、10年間占有を継続すれば、その物を時効取得する。

[9-117]

20-9 AがB所有の甲土地を所有者と称するCから買い受け、これにより甲土地が自己の所有となったものと誤信し、かつ、そう信じたことに過失なく8年間占有した後に、甲土地がB所有の土地であることに気付いた場合、その後2年間甲土地を占有したときであっても、Aは甲土地の所有権を取得しない。

[21-71]

20-10 被相続人甲が丙所有の土地を所有の意思をもって占有していたが、 その占有の開始時に悪意であった場合でも、善意で占有を承継した相続 人乙は取得時効を援用するにあたり、自己の占有のみを主張することが できる。

[59 - 235]

20-11 AがB所有の甲土地に無権原で自宅として乙建物を建て、所有の意思をもって甲土地を15年間占有した後、Aが死亡し、その直後からAの単独相続人であるCが自宅として乙建物に住むようになり、5年間所有の意思をもって甲土地を占有した場合、Cは甲土地の所有権を取得する。

[21-77]

20-6 ○ 極テキスト I P 2 1 9 **占有回収の訴え**によって、勝訴し、現実に占有を回復

20-7 × 極テキストIP221

善意・無過失の判断は、<u>占有開始時点</u>で判断する。

20-8 ○ 極テキスト I P 2 2 1 善意・無過失の判断は、<u>占有開始時点</u>で判断する。

20-9 × 極テキストIP221 善意・無過失の判断は、<u>占有開始時点</u>で判断する。

20-10 ○ 極テキストIP221 <u>自己の占有のみ</u>を主張することも、<u>前主の占有を併せて</u>

20-11 ○ 極テキスト I P 2 2 1 <u>自己の占有のみ</u>を主張することも、<u>前主の占有を併せて</u> 20-12 甲所有のA土地に隣接するB土地の所有者乙がB土地を丙に譲渡した。 乙がA土地の一部をB土地に含まれるものと信じて過失なく占有を開始し、6年間平穏かつ公然に占有を続けた後これをB土地とともに丙に譲渡した場合において、丙が引き続き4年間その占有を続けたときは、 丙は、自己に過失があっても、そのA土地の一部の所有権を時効により 取得する。

[59-114]

20-13 AがB所有の甲土地を所有者と称するCから買い受け、これにより甲土地が自己の所有となったものと誤信し、かつ、そう信じたことに過失なく3年間占有した後、甲土地をBの所有であることを知っているDに売却し、Dが7年間甲土地を占有した場合、Dは甲土地の所有権を取得する。

[21-77]

20-14 甲所有の不動産を、乙がその占有のはじめ悪意で昭和34年1月1日 以降9年間継続して占有した後、丙が昭和43年1月1日善意でその占 有を継続し、以降12年間その不動産の占有を継続した。この占有は取 得時効の要件を満たすものとする。丙は甲に対し昭和34年1月1日か ら20年経過したことにより、または昭和43年1月1日から10年経 過したことによりその不動産を時効取得したことを原因として、所有権 移転の登記を請求することができる。

[55-12]

20-15 AがB所有の甲土地に無権原で自宅として乙建物を建て、所有の意思をもって甲土地を10年間占有した後、Aが甲土地及び乙建物をCに売却し、Cが5年間占有した。その後、Cが甲土地及び乙建物をDに売却し、Dが5年間甲土地を占有した場合、Dは甲土地の所有権を取得する。

[21-70]

20-12 ○ 極テキストIP221

<u>自己の占有のみ</u>を主張することも、<u>前主の占有を併せて</u>

20-13 ○ 極テキストIP221

<u>自己の占有のみ</u>を主張することも、**前主の占有を併せて**

20-14 〇 極テキスト I P 2 2 2

<u>自己の占有のみ</u>を主張することも、<u>前主の占有を併せて</u>

20-15 〇 極テキスト I P 2 2 2

<u>自己の占有のみ</u>を主張することも、<u>前主の占有を併せて</u>

21

時効 一 消滅時効

21-1 所有権に基づく登記請求権は、時効により消滅することはない。

[53 - 10]

21-2 履行遅滞による損害賠償請求権の消滅時効の期間は、本来の債権の消滅時効の期間と同一である。

[53 - 72]

21-3 夫婦の一方が他の一方に対して有する債権の消滅時効は、婚姻解消の時から進行を始める。

[61 - 45]

21-4 債務の履行につき不確定期限があるときは、債権の消滅時効は、その期限が到来した時から進行を開始する。

[53 - 13]

21-5 売買代金の債務の履行につき期限の定めがないときは、債権の消滅時効は履行の請求がある時から進行を開始する。

[53 - 12]

21-6 期限の定めのない貸金債権の消滅時効は、金銭消費貸借契約が成立した時から進行する。

[16-77]

21-7 債務不履行によって生ずる損害賠償請求権の消滅時効は、本来の債務の履行を請求し得る時から進行する。

[16-77]

21-1 ○ 極テキスト I P 2 2 5 所有権は時効にかからず、所有権に基づく物権的請求権・

21-2 ○ 極テキスト I P 2 2 5 履行遅滞による損害賠償請求権の消滅時効の期間は、

21-3 × 極テキストIP226・216 婚姻が解消されなければ、権利行使ができないわけではない

21-4 ○ 極テキストIP226 消滅時効は、<u>権利行使できる時</u>から進行する。

- 21-5× 極テキスト I P 2 2 6期限の定めのない債権の消滅時効は、**債権成立の時**から進行する。
- 21-6× 極テキストIP226返還時期を定めない消費貸借

21-7 ○ 極テキスト I P 2 2 7 債務不履行によって生ずる損害賠償請求権の消滅時効

- 債務不履行による損害賠償請求権の消滅時効の起算点について、次の二つ の見解がある。
 - 第1説 本来の債務の履行を請求し得る時から進行する。
 - 第2説 債務不履行の時から進行する。

次の記述のうち、第2説の根拠として適切なものはどれか。

[13-4]

- 21-8 損害賠償請求権は、債務不履行があって初めて発生する権利である。
- 21-9 債権者の救済手段として、債務不履行による損害賠償請求権と債務不履行による契約解除に基づく原状回復請求権との間で、不均衡が生ずることを認めるべきではない。
- 21-10 損害賠償請求権は、債務不履行に対する救済手段としての重要な権能 を有している。
- 21-11 損害賠償請求権は、本来の債権が転化した権利である。
- 21-12 不確定期限が付された債権の消滅時効の起算点は、当該期限の到来時であって、債権者又は債務者が期限の到来を知っているか否かを問わない。

•

21-13 契約解除による原状回復請求権は、解除によって新たに発生するものであるから、その消滅時効は、解除の時から進行する。

[16-70]

21-14 特定物である寄託物の返還請求権の消滅時効の起算点は、寄託期間 の定めのある場合は、その期間満了時、寄託期間の定めのない場合は、 寄託の時である。

 $[5 - 3 \dot{p}]$

21-15 割賦払債務について、債務者が割賦金の支払を怠ったときは債権者 の請求により直ちに残債務全額を弁済すべき旨の約定がある場合には、 残債務全額についての消滅時効は、債務者が割賦金の支払を怠った時か ら進行する。

[16-71]

21-8 極テキストIP227 債務不履行があって初めて発生する権利とすると、 ○ 極テキストIP227 21-9 契約解除に基づく原状回復請求権は、解除によって 21-10 ○ 極テキスト I P 2 2 7 損害賠償請求権が、救済手段としての重要な権能を 21-11 × 極テキストIP227 本来の債権が転化した権利であるとするならば、 21-12 × 極テキストIP227 債務不履行による損害賠償請求権は、「**期限の定めの** 21-13 ○ 極テキストIP227 契約解除による原状回復請求権は、解除によって 21-14 ○ 極テキストIP227 A寄託期間の定めのない場合 ⇒**寄託の時**から消滅時効が進行する(大戦9.11.27) B寄託期間の定めのある場合 ⇒ **寄託期間満了の時**から消滅時効が進行する(大網5.7.2) 21-15 × 極テキストIP227 割賦払債務について、債務者が割賦金の支払を怠った

■ 割賦払の金銭債権について、「債務者が割賦金の支払を怠った場合には、 『期限の利益を喪失させる』旨の債権者の意思表示により期限の利益が失われ、債権者は、残債務全部の履行を請求することができる」という特約が付されている場合に、債務者が割賦金の支払を1回怠ったときの残債務の消滅時効の起算点に関して、割賦金の不履行があった時から時効が進行するとの考え方(甲説)と、債権者の請求があった時から進行するとの考え方(乙説)とがある。

[21-6]

- 21-16 甲説は、残債務についての履行遅滞の要件と消滅時効の要件とを区別していないと批判される。
- 21-17 甲説は、特約の利益を主張せずに当初の約定どおりの割賦払を受けようとする債権者の債権が当初の約定弁済期に達しないうちに時効によって消滅することがあるのは著しく不合理であると批判される。
- 21-18 甲説は、事実上、債権者に残債務全部の履行の請求をすることを強制することになると批判される。
- 21-19 乙説は、割賦金の不払があっても債権者が引き続き割賦払を認める場合、割賦金の支払を怠ったことのある債務者が支払を怠ったことのない 債務者に比べより多くの消滅時効の利益を受けることになると批判される。
- 21-20 乙説は、債権者の意思によって除き得る事情をもって債権の行使を妨 げている事情とみるべきではないと批判される。

. . . .

 ■ Aは、Bとの間で、A所有の絵画をBに贈与する旨の契約を締結し、その旨の書面を作成したが、その直後に、その契約の締結の際にBが詐欺を行っていたことに気が付いた。しかしBから履行の請求がなかったことから、そのまま8年が経過したところ、BがAに対し、絵画の引渡しを求める訴えを提起した。そこで、Aは、Bの詐欺を理由に本件贈与契約を取り消す旨の意思表示をしたが、Bは、追認ができる時から5年が経過しているとして、取消権の消滅時効を援用した。このような事案に関しては、「実体法上の権利が、何人かの請求に対抗して防御的な形態で訴訟に表れた場合には、期間の制限に服することはない。」として、Aの取消権が消滅時効にかかることはないとする考え方がある。次のうち、この考え方についての記述として正しいものはどれか。

[17-7]

- 21-21 消滅時効の制度は、現状維持の要請に基礎を置くものであるが、この考え方も、同様に現状維持の要請に合致するものである。
- 21-22 この考え方を採用すると、当事者に対し、長期間が経過した後に過去 の事実の存否に関する証拠を収集しなければならないという困難を強 ることになる。
- 21-23 この考え方を採用すると、取消権の原因を作出した者が、取消権が消滅するのを待って契約の履行を求めることにより、相手方の取消権の行使を封じることができるという不合理な結論が導かれる。
- 21-24 この考え方は、消滅時効の期間が満了する前に相殺適状にあった債権 をもって消滅時効の完成後にする相殺が許容されていることと同様の 思想に基づくものである。
- 21-25 この考え方は、保証人の催告の抗弁権等、権利の性質上、他者からの 請求があった場合にのみ行使することができる権利に限り期間制限に かかることはないとするものである。

② 極テキストIP231 設問の見解のように、Aの取消権が消滅時効に
極テキストIP231設問の見解のように、Aの取消権が「消滅時効の
× 極テキストIP231 設問の見解とは反対に、Aの取消権が消滅時効に
○ 極テキストIP231時効によって消滅した債権がその消滅以前に
 ※ 極テキストIP231 相手方の詐欺により意思表示をした者の<u>取消権</u>は、